

## 中小企業者等のガス・電気代の負担を軽減！ ～青森県中小企業者等L Pガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金～

県では、エネルギー価格高騰の影響により、厳しい経営環境が続いている県内中小企業者の負担軽減を図るため、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象外となっている「L Pガス」や「特別高圧電気」を使用する県内中小企業者に対し、その使用量に応じて支援金を給付することとしました。

**給付金額**…令和5年1～9月分の使用量に支援単価を乗じた額

支援単価	1～8月分	9月分
業務用L Pガス	62円/㎥	31円/㎥
特別高圧電気	2.5円/kWh (上限月50万円)	1.25円/kWh (上限月25万円)

\*家庭用を対象としたL Pガス料金の値引きや、県のほかの支援金の対象となる場合は対象外です。

**受付期間**…10月2日(月)～11月30日(休)

\*郵送の場合は当日消印有効

**申請先**…主たる事業所の所在地を所管する商工会、商工会議所または青森県商工会連合会

\*詳細は、県ホームページ(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/>)を参照ください。



**問い合わせ先**

専用電話相談窓口 Tel0120-66-0217(通話料無料)  
(開設日時…12月25日(月)までの平日9:00～17:00)

## 「浄化槽設置費用」を補助します

### 新築工事・改築工事いずれも対象！

**対象となる区域**…公共下水道処理区域、特定環境保全公共下水道処理区域(相内地区)、農業集落排水処理区域(梅田地区・藻川地区・蒔田地区)、漁業集落排水処理区域(十三地区)を除く市内全域

#### 補助対象の要件

- ▷自らが居住することを目的とした住宅に浄化槽を新たに設置する方または浄化槽が新たに設置される住宅を建築・購入する方
- ▷市税等を滞納していない方
- ▷市に住民登録をしている方または住民登録を行う方
- \*すでに合併浄化槽が設置されていた家屋の建替え・改築に伴い新たに設置する場合またはすでに設置済みの合併処理浄化槽の更新・改築は補助対象外となります。

#### 注意事項

- ▷着工前に申請し、市の確認を受ける必要があります。
- ▷令和6年3月8日(金)までに設置を完了し、同期日までに報告書を提出する必要があります。

#### 補助の限度額・基数

5人槽	390,000円	合計70基を予定
6～7人槽	474,000円	
8～10人槽	660,000円	

**受付期限**…12月22日(金) (土・日・祝日を除く)

- \*予算の範囲内で随時受付します。
- \*申請書類は下水道課で配布しています。
- \*詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

**問い合わせ・申請先**…下水道課 内線2757

## 「浄化槽」を正しく使いましょう！

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化するため、適正な管理が必要です。そのため、浄化槽法では次のことが義務付けられています。



- ①定期的な保守点検
- ②年1回の清掃
- ③法定検査の受検 (使用開始後および年1回)

法定検査は、浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかを判定するもので、一般社団法人青森県浄化槽検査センターが行います。

また、浄化槽の使用開始時や廃止時、管理者の変更時などには、中南地域県民局環境管理部への届出等が必要です。

#### 問い合わせ先

▷一般社団法人青森県浄化槽検査センター

Tel017-726-9500

▷中南地域県民局環境管理部 Tel0172-31-1900